



～「人」についてサポートし中小企業の発展・繁栄に助力します～

ほっとレター

社会保険労務士法人 諏訪労務管理センター

〒392-0022 長野県諏訪市高島3-1201-90

TEL 0266-52-2444 FAX 0266-52-5244

e-mail info-sharoushi@misawakaikai.jp

11
2019



長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導 約7割で法令違反(平成30年度)

厚生労働省は、平成30年度(2018年度)に長時間労働が疑われる29,097事業場に対して実施した労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめ、公表しました。監督実施事業場のうち20,244事業場(69.6%)で、労働基準法などの法令違反が認められました。主な違反内容は、次のとおりです。

- ① 違法な時間外労働があったもの：11,766事業場(全体の40.4%)
- ② 賃金不払残業があったもの：1,874事業場(全体の6.4%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：3,510事業場(全体の12.1%)など



なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。事例のなかには、次のようなものがありました。

事例 (その他の事業)	各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施。
立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応	
1 労働者8名について、36協定で定めた上限時間(特別条項:月100時間)を超える違法な時間外・休日労働(最長:月170時間)を行わせていたことが判明した。また、一部の労働者においてほぼ毎月100時間を超える時間外労働が認められ、36協定の特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数(年6回)を上回る時間外労働を行わせていたことが判明した。 【労働基準監督署の対応】 ① 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行かせたこと及び限度時間を超えることのできる回数を超えて時間外労働を行かせたこと(労働基準法第32条違反)については是正勧告 ② 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導 2 健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったことが判明した。 【労働基準監督署の対応】 健康診断において異常の所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていないこと(労働安全衛生法第66条の4違反)については是正勧告	

★ 労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令は、必ず遵守する必要がありますね。特に11月は過労死等防止啓発月間で過重労働解消キャンペーンが実施されます。遵守すべきルールには、どのようなものがあるかなど、ご不明な点がございましたら、気軽にお声掛けください。



令和元年版の「労働経済白書」を公表 人手不足下における働き方を分析

厚生労働省から、令和元年(2019年)9月27日に、令和元年版の「労働経済の分析(労働経済白書)」が公表されました。今回の労働経済白書では、「人手不足下における働き方」について「働きやすさ」と「働きがい」の観点から分析が行われました。長時間労働やそれに伴うストレス・疲労の蓄積などは、職場における働きやすさや働きがいに負の影響を与えている可能性があり、昨今の人手不足感の高まりが、こうした傾向を強めている可能性について指摘しています。

このような状況も踏まえ、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、働く方一人ひとりが柔軟な働き方を選択でき、仕事のパフォーマンスを向上させながら、いきいきと働き続けられる環境整備を推進していくことが重要と言及しています。

<ポイント>

- 多くの企業が人手不足を緩和するために、求人条件の改善や採用活動の強化などの取り組みを強化している一方で、「働きやすさ」や「働きがい」を高めるような雇用管理の改善などについては、さらに取り組んでいく必要がある。
- 「働きやすさ」の向上が定着率などを改善し、「働きがい」の向上が定着率に加え、労働生産性、仕事に対する自発性、顧客満足度などさまざまなアウトカムの向上につながる可能性がある。
- 「働きがい」を高める取り組みとしては、職場の人間関係の円滑化や労働時間の短縮などに加えて、上司からの適切なフィードバックやロールモデルとなる先輩社員の存在を通じて、将来のキャリア展望を明確化することが重要である。
- 質の高い「休み方」(リカバリー経験)が疲労やストレスからの回復を促進し、「働きがい」を高める可能性があり、仕事と余暇時間の境目をマネジメントする能力(バウンダリー・マネジメント)を高めていくことが重要である。

★ほとんどの企業が実感し、課題としている「人手不足」。今回の労働経済白書では、その分析がみっちり行われています。「人手不足対策に取り組もう」とお考えであれば、参考になる内容となっています。お声掛けいただければ、重要な部分を紹介させていただきます。



令和2年1月からハローワークのサービスが充実 求人者マイページの運用などを開始

厚生労働省から、「令和2年(2020年)1月6日からハローワークのサービスが充実します!」という案内がありました。同日からハローワークのシステムとインターネットサービスが新しくなるということです。企業の目線から、そのポイントを紹介します。



<ポイント①> 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申し込みができます。

- ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。
 - ◆求人申込み ◆申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更など
 - ◆求職情報検索 ◆事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開
 - ◆ハローワークから紹介した求職者の紹介状の確認、選考結果を登録
 - ◆メッセージ機能(ハローワークから紹介した求職者とのやりとり)

<ポイント②> 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります。

- 求人票の様式が変わり、掲載する情報量が増え、求職者に対して求人情報をより詳細に伝えることができるようになります。
- ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン(検索・登録用端末)が一本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。

★「求人者マイページ」の開設手順、新しい求人票の様式など、気軽にお尋ねください。詳細を説明させていただきます。なお、実際に求人票を作成する場合は、専門的な知識が必要となることもあります。その際のアドバイスについてもお任せください。

お仕事 カレンダー 11月



11/1

- 過労死等防止啓発月間(11/1～11/30)
- テレワーク月間(11/1～11/30)

11/11

- 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/2

- 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
- 12月・翌年3月・翌年6月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

スタッフアンケート

今月のお題は、「気分転換するなら…?」です。年末に近くなりせわしく、気も急いできているのではないのでしょうか。どうやって、リフレッシュするのでしょうか?

木村：寝る。とにかく寝る。ひたすら寝る（最近長時間寝られません）。美味しいと思うものを食べる。

五味：スポーツで汗をかいてからのビール

池上：いいおやつを食べる

川城：一人カラオケ

武井：ショッピングに行って好きな物も買うこと！

濱： 行先・やる事を決めずに無駄なドライブをします。何となく気持ちがゆったりします。

高野：残念ながら、退職

両角：寝る！美味しいものを食べる！そうすれば大抵のことはリセットされています。

小坂：沢山寝る、お出かけしておいしいものを食べる。

宮坂：おいしいものを食べて、ビールを飲む。ドライブに行く。

◆あともぎ◆

弊社のパートスタッフの「高野」が退職することとなりました。ご主人の転勤によるものなので、致し方なしです。この業種は未経験で入社して、3年弱という短い期間でしたがいろいろなことを覚えてもらい、とても仕事ができるようになったので、非常に残念な思いですが、ご主人の転勤先の地でも活躍してほしいと思います。

弊社でも初めての退職者で、にぎやかなキャラクターだったので、職場も寂しくなりますが、残ったスタッフで今まで以上に頑張っていきたいと思います。

さて、いよいよ11月も終わり12月に入ります。なぜか12月は気も急ぐし、世の中が忙しくなります。年末調整も進めていращやることと思います。

最近の厚生労働省の新着ニュースを眺めていると、「〇〇部会（ペーパーレス）」「〇〇委員会（ペーパーレス）」というニュースが目につきます。事前に自分のタブレット、携帯端末等に保存の上、当日持参するか、事前に掲載したホームページ資料を閲覧しておくか、どちらかで対応してください、となっています。

政府でも、いよいよすべてクラウド化していくことに本腰を入れている、という情報も入っています。11/19の衆議院本会議では、情報処理推進法改正法案が可決されました。企業がデジタル技術を活用して経営効率を高めるため国が「デジタル経営の指針（ガバナンス・コード）」を作るそうで、2020年施行を目指すとのことです。

また、先日の台風による千曲川決壊でも私どもの同業者の事務所が流されてしまい、顧問先のデータが消滅してしまい修復できなく、結果廃業せざるを得ない、ということが起こりました。

それは、やはりお客さんにとても大きな迷惑をおかけすることになり、絶対避けなければならないことです。

仮に事務所の建物・設備がなくなったとしても、顧問先データは残り業務を続けることができるよう、ヘッジをかけておかないといけない、とつくづく痛感するこの頃です。

最近のICTは様々なサービス・商品が出てきて、正直、何を使うのがベストなのか判断しきれませんが、働きかた改革に対応できるような提案ができるよう、情報を集めていきたいと思います。

働き改革の弊害も多数事例が上がっているようですが、単に労働時間を短くするだけではない、単に有休をとらせるだけではない、社員が生き活きと働けて会社も繁栄する、そんな方策を探っていきたいと思います。

こんな事例はないの？というようなことがあれば、現在いろいろな事例を集めていますので、お問合せください。もしかしたら、御社で採用でききる事例があるかもしれません。

※今号は、都合により、「しゃろうしみやさかのひとりごと」はお休みします。

楽しみにされていた方には大変申し訳ありませんが、また来月号をお楽しみに。